

令和5年4月1日

「佐野市犯罪被害者等支援条例」ができます

多くの方は、犯罪被害について「自分には起こるはずがない」「自分には関係ない」などと思うかもしれません。しかし、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれ、命を奪われたり、負傷してしまうことが誰にでも起こりうるのです。犯罪にあうと、心身や財産などへの直接的な被害に加えて、次のような事態が生じることもあります。

一家の大黒柱が犯罪で傷害を負い、
医療費も生活費も心配。
様々な手続きにもお金がかかる…

職場を長く休んでしまっている。
このまま仕事を続けられるか心配…

今後のことで、色々聞きたいこと
があるけど、どこに相談したら
いいのかわからない…

事件のことを思い出すと、
不安になったり、
落ち込んでしまう…

事件のことが知られて、
こどもが学校で
いじめられてしまった…

警察と検察の違い、起訴や不起訴、
捜査や裁判の流れがわからない。

事件のことを色々聞かれたり、今ま
でと違う態度をとられるのが辛い。

佐野市がサポートできることの一例

相談や情報の提供

犯罪被害に関する相談、警察への申告、弁護士による無料法律相談（訴訟や調停中を除く）や、相談先の問い合わせなど、必要な情報の提供などの支援を行います。

犯罪被害者等への理解の増進

学校、家庭、地域社会の連携のもと、自他を尊重し、犯罪被害者等の現状や支援についての理解増進を図るため、教育や広報啓発活動などに取り組みます。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

見舞金の支給

条例で定める犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給します。

- 遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円です。
- 対象となる犯罪行為

令和5年4月1日以後に発生した国内犯（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内）で、人の生命又は身体を害する罪にあたる故意の犯罪行為（例：殺人罪、傷害罪など）が対象です。交通事故などの過失犯は対象外です。

- 対象となる犯罪被害者

犯罪行為が行われた時に市民（佐野市の住民基本台帳に記録されていた方）であった方。ただし、住民基本台帳に記録がない方でも、対象となる場合があります。

- 重傷病

- ・ 犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上（精神疾患の場合は、3日以上労務に服することができない程度であったものに限る）であること

- ・ 上記負傷等に係る被害届が警察に受理されていることなどの条件があります。

- 見舞金の申請期限

犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したとき。ただし、加害者に身体を自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請することができます。

- 支給制限

被害者と加害者との間に一定の親族関係がある場合や、犯罪行為を誘発した場合など、支給の対象外となる場合があります。

関係機関・連絡先など

佐野警察署	0283-24-0110	24 時間	事件・事故等、緊急時は 110 番
警察安全相談	#9110	24 時間	警察への緊急以外の相談
性犯罪被害相談電話	#8103	24 時間	警察への性犯罪被害相談
配偶者暴力(DV)相談	#8008	24 時間	配偶者暴力支援センターへの相談
ヤングテレフォン	0120-87-4152	月～金(祝日・12/29～1/3 を除く) 9:00～16:00	子どもの問題で悩む保護者や、悩みを抱えている子ども達からの相談
24 時間 子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間	いじめに限らず、子どもの SOS 全般を受け止める相談窓口
(公社)被害者支援 センターとちぎ	028-643-3940	月～金(祝日・12/29～1/3 を除く) 10:00～16:00	犯罪被害者からの電話相談、面接相談、法律相談、病院等への付添支援等
(公社)全国被害者支援 ネットワーク犯罪被害者 等電話サポートセンター	0570-783-554	7:30～22:00 (12/29～1/3 を除く)	犯罪被害で悩んでいる方
とちぎ性暴力被害者 サポートセンター (通称:とちエール)	#8891 028-678-8200	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30(第2土曜は休日) (祝日・12/29～1/3 を除く) ※夜間休日はコールセンターに繋がります	性暴力被害に関する相談等
(公財)栃木県暴力追放 県民センター	028-627-2600	月～金(祝日・12/29～1/3 を除く) 9:00～17:00	暴力団に関する悩みや相談
栃木県交通事故相談所	028-623-2188	月～金(祝日・12/29～1/3 を除く) 9:00～11:30 13:00～15:30	交通事故にあい、損害賠償や示談交渉などの問題でお困りの方
法テラス (犯罪被害者支援ダイヤル)	0120-079714 I P 電話からは 03-6745-5601	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日・12/29～1/3 を除く)	支援を行う相談窓口の案内 支援制度等の法制度の提供 弁護士の紹介(法テラス栃木で対応)

犯罪被害を受けた方を地域で支えるため、市民・事業者の皆様のご理解とご協力が必要です。

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情、二次的被害（周囲の理解不足や配慮に欠ける言動などにより傷つけられる被害）などについてのご理解をお願いします。
- 犯罪被害者等に対する再被害（加害者等からの再度の被害）・二次的被害が生じないことや、犯罪被害者等が刑事手続きへ関与できるよう、就労や勤務等に関し、事業者の皆様の十分な配慮をお願いします。
- 市が条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策にご協力をお願いします。

【代表窓口】佐野市 危機管理課 防犯係

月～金（祝日・年末年始除く）8:30～17:15

佐野市高砂町1 佐野市役所6階

TEL 0283-20-3056 / FAX 0283-22-9104

E-mail kiki@city.sano.lg.jp

ホームページ <https://www.city.sano.lg.jp>

